平成２６年（フ）第６１号
茨城県潮来市日の出５丁目２番地15エクセジュリア106
債務者　伊藤　有美（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１６５号
茨城県結城郡八千代町大字若879番地
債務者　渡邉　敏子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８７号
茨城県結城市大字結城9637番地１　市営城西アパートＤ403
債務者　信末　広美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２７４号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目13番地３　大八木荘Ｅ棟
債務者　野澤まもる
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１９号
新潟市中央区東大通２丁目２番９号　トーカン万代第２ビューハイツ602号
債務者　笠原　靖人
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５５号
新潟市中央区幸町８番14―1002号
債務者　弦巻　　巖
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７１号
新潟市北区早通北５丁目２番36―52号
債務者　伊藤　由佳
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８７号
新潟市南区高井興野124番地１　ワールドステイ和楽久高井、前住所新潟県燕市本町１丁目５番７号　エステートトクマルツバメ103号
債務者　保倉　初枝
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９０号
新潟市西区真砂４丁目10番26号　第２コーポ椎谷102号
債務者　淺野　直伸
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９６号
新潟市中央区営所通２番町692番地　ビラプリンス303号
債務者　堰　　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３２号
長野県大町市大町5560番地　市営住宅大原団地Ａ―303号
債務者　深井　清子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３８４号
岐阜市北山３丁目13番１―601号　シャルム北山
債務者　島村　　正
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５７号
三重県松阪市久米町1061番地１　ルミエール三雲305号室
債務者　加藤　智寛
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０３号
兵庫県加古川市野口町北野1216番地の５
債務者　花田　竜輝
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１６号
奈良県香芝市関屋968番地４　スペースＭＨＭ　Ａ101号
債務者　そよかぜこと　山本　　博
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
奈良県橿原市中曽司町223番地の26
債務者　西川　知茂
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
奈良県橿原市中曽司町223番地の26
債務者　西川　千幸
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係